十四　株式取得者等が本邦の域外にある国又は地域の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるものである場合における当該国又は地域の他の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるもの（第一号から第九号まで及び第十一号に掲げるものを除く。）

十五　株式取得者等が、上場会社等の実質株式を所有する他の非居住者である個人又は法人等と共同して当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の非居住者である個人又は法人等（株式取得者等及び前各号に掲げるものを除く。）

十六　前号に掲げるものを株式取得者等とした場合に第一号から第十四号までに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（株式取得者等及び前各号に掲げるものを除く。）

十七　株式取得者等が特定組合等（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等をいう。以下この号において同じ。）の組合員（特定組合類似団体（同項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。次条第四項において同じ。）にあってはその構成員。以下同じ。）である場合（特定組合等が行う対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）に相当するものに伴って当該特定組合等の組合員が株式取得者等となる場合に限る。）における当該特定組合等の業務執行組合員（株式取得者等及び前各号に掲げるものを除く。）

十八　前号に掲げるものを株式取得者等とした場合に第一号から第十五号までに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（株式取得者等及び前各号に掲げるものを除く。）

第三条第一項中「法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）であつて、」及び「及び法第五十五条の五第一項」を削り、同項第四号中「前条第九項第五号に掲げる」を削り、「同号イ」を「前条第十六項第四号イ」に改め、「及び次条第一項第二号」を削り、「前条第四項の株式取得者」を「前条第十九項第一号に規定する株式取得者等」に改め、「株式等（」を「（」という。次条第一項第二号において同じ。）」及び「発行済株式等（」を削り、「又は総議決権をいう。同号において同じ。）」を「の総額又は総議決権」に改め、「（上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式又は当該株式に係る議決権の取得を除く。）」を削り、同項第五号中「取得又は」を「取得、」に、「前条第九項第三号に掲げる」を「前条第十七項に規定する」に、「同号イ」を「同条第十六項第三号イ」に改め、「同じ。）」の下に「又は当該新株に係る議決権行使等権限の取得」を加え、同項第六号を次のように改める。

六　特定上場会社等（前条第四項に規定する特定上場会社等をいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は前条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

第三条第一項第七号を同項第十二号とし、同項第六号の次に次の五号を加える。

七　組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員の法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為又は前条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

八　議決権等行使等権限（株主としての議決権以外の権利のみを行使することができる場合及び当該権利の行使についてのみ指図を行うことができる場合を除く。）を株式を取得したもの以外のものに委任し、かつ、当該株式を取得したものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合における当該株式を取得したものによる法第二十六条第二項第三号又は第四号に掲げる行為

九　法第二十六条第二項第三号に掲げる上場会社等の株式の取得であつて、当該取得をしたもの（以下この号において「株式取得者」という。）が、当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の実質株式の数、当該株式取得者及び当該株式取得者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号において「株式取得者の密接関係者」という。）が所有する実質株式の数並びに当該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一未満であるもの

十　法第二十六条第二項第四号に掲げる上場会社等の議決権の取得であつて、当該取得をしたもの（以下この号において「議決権取得者」という。）が、当該取得の後において保有することとなる当該上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該議決権取得者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一未満であるもの

十一　法第二十六条第二項第五号に掲げる同意であつて、当該同意をするもの（以下この号において「同意者」という。）が保有する上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該同意者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一未満であるもの

第三条第二項第一号中「第四号」を「第五号」に、「前条第九項第一号」を「前条第十六項第一号」に改め、「（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、本邦にあるものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「法第二十六条第一項に規定する」及び「（以下「外国投資家」という。）」を削り、「同項第一号又は第二号」を「法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号」に改め、「場合」の下に「（同号に掲げるものに該当する場合にあつては、特定組合類似団体に該当する場合に限る。第四条第四項及び第六条の三第二項において同じ。）」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　法第二十七条の二第一項に規定する法第二十七条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三号及び第四号に掲げるものにあつては、財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等（同項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたものを除く。）とする。

一　法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又は法若しくは法に基づく命令の規定による処分に違反した日から五年を経過しないもの（次号に掲げるものを除く。）

二　法第二十七条の二第四項又は法第二十八条の二第四項の規定による命令を受けたもの

三　外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（次号及び第四条の三第一項において「外国政府等」という。）

四　法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの

イ　同一の国又は地域に属する外国政府等が直接に保有するその議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

ロ　外国政府等が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているもの（イに掲げるものを除く。）

ハ　同一の国若しくは地域に属する外国政府等又はイに掲げるものが所有する株式の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上であるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）